

別紙 1

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 岐阜県防災情報通信システムは、平時や非常時において、県と市町村、消防本部、その他防災関係機関が、気象情報の伝達や被害情報の把握など、災害対応に必要な情報を共有するためのシステムであり、常に安定した運用が求められる。 今回修繕対象のふれあい会館18GHz無線装置（統制局向けFWA）は、統制局（防災交流センター）とOKBふれあい会館の間の無線通信を行う設備であるが、機器に内部基盤の故障による障害が発生したため修繕するものである。 本システムは、(株)国際電気が関連機器を含め一体で設計・構築したもので、岐阜県用に制作された独自の制御ソフトで稼働する独自仕様の装置であり、これらの機器内部の回路や設定等の詳細情報については、(株)国際電気の資産のため開示されていない。 2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 修繕対象の18GHz無線装置は、(株)国際電気が設計したシステムの一部で、装置の修繕には装置独自の構造・機能・設定等に係る専門的な技術・知識が必要であり、他の業者が修繕を実施した場合、以降の不具合発生時等に対するシステムの動作保証ができないことから、本業務はシステム設計・構築業者である(株)国際電気でなければ行うことができない。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。